

政令第 号

建設業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年六月一日とする。

理由

建設業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。